

令和4年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、<u>野木町役場(新館2階大会議室)</u>で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、 交付を希望する方は、ご確認ください。

受付日	受付時間•対象地区		受付会場
令和4年1月18日(火)	9:30 ~ 11:30 友沼学区(松原含む)	13:00 ~ 15:00 南赤塚学区(丸林西含む)	野木町役場
令和4年1月19日(水)	9:30~11:30 野木学区 佐川野学区		新館2階大会議室
令和4年1月11日(火)	9:00~11:30 共同·受委託	13:00~15:30 共同•受委託	栃木県庁小山庁舎 本館4階会議室

- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
- ※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び手指の消毒等のご協力をお願いします。
- ※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

【申請の際に持参するもの】

- ①免税軽油使用者証
- ②免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)

(納品書または領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)

- ③使用者証更新手数料420円(※新規申請および使用者証更新の場合)
- ④耕作証明書(※新規申請および耕作面積が変更になった場合)

使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

- 注:①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
 - ②新規申請および免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ③国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。 問栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 IIII0282(23)6882

野木町農業委員会事務局 1 (57)4109 (耕作証明書について)

人権講演会「発達障がい特性の理解と共生~みんな違ってそれでいい~」

人権週間(12月4日~10日)にあたり、広く町民の皆さんに人権について考えていただくため、「発達障害」をテーマに人権講演会を開催します。

「発達障害」の特性を知り、理解することは、お互いの違いを認め合うきっかけとなります。障がいの有無にとらわれず、誰もが心豊かに、共に暮らせる社会について考えてみませんか。

■令和4年1月25日(火)13時開場13時15分開演 **励**役場新館2階大会議室

【講師】藤原 雄一氏(社会福祉法人とちのみ会こども発達支援センターさの かりん 施設長)

●12月13日(月)~令和4年1月17日(月) 電話または生活環境課窓口で申込み

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。

※マスクの着用をお願いします。

※発熱や体調がすぐれない方のご参加はご遠慮ください。

間生活環境課 Ⅲ(57)4132

(14) 記号の見方 **■**…日時 **弱**…場所 **容**…内容 **3**…対象者 **定**…定員 **¥**…費用 **申**…申込